

処 分 基 準

平成28年4月1日作成

| |
|---|
| 法 令 名：銃砲刀剣類所持等取締法 |
| 根 拠 条 項：第4条の4第2項 |
| 処 分 の 概 要：許可猟銃等に係る打刻命令 |
| 原権者（委任先）：愛知県公安委員会 |
| 法 令 の 定 め： 銃砲刀剣類所持等取締法第4条第1項第1号（許可）、同第4条の4第2項 銃砲刀剣類所持等取締法施行規則第18条（打刻命令） |
| 処 分 基 準： 銃番号が打刻されていない場合、銃番号が3桁以下である場合、既に同一の銃番号の 猟銃等がある場合等は、打刻を命ずる。 |
| 問 合 せ 先：愛知県警察本部 生活安全部 保安課 銃砲危険物係 電話 052-951-1611 内線3176 |
| 備 考： |